平成２６年（フ）第７３号
高知県香南市夜須町坪井523番地５
債務者　清藤富貴子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４号
山形県米沢市舘山１丁目１番３号メゾン一の坂101号室
債務者　鈴木　千絵
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２６号
山形県米沢市松が岬１丁目５番３号松が岬ハイツ３号室
債務者　斎藤　義一
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２２９号
埼玉県富士見市大字水子2653番地１
債務者　内山　道雄
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３４号
埼玉県所沢市大字山口1502番地の４　永田ハイツ103
債務者　但馬　　守
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３２号
埼玉県川越市大字山田2046番地４
債務者　飯泉　政直
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２４２号
埼玉県狭山市大字水野1194番地の15
債務者　田中　照康
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９４号
岡山県倉敷市上富井265番地１　コーポユタカ103号
債務者　池田　成希
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
岡山県倉敷市児島下の町３丁目１番13号
債務者　池田　康美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
広島県庄原市東城町森148番地２
債務者　塩出　麗子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２３８号
宮城県亘理郡亘理町字上茨田28番地７
債務者　松本　甚一
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
山形県酒田市新橋２丁目７番地の65トーカンハイツＡ号、前住所山形県酒田市寺田字道ノ上112番地
債務者　齋藤　成美
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第４６６号
北海道勇払郡安平町追分花園３丁目69番地、破産申立時の住所埼玉県久喜市鷲宮５丁目２番41号
債務者　長谷川正幸
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７６号
さいたま市見沼区大字小深作181番地１
債務者　高橋　　哲
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８４号
さいたま市見沼区大字大谷298番地７
債務者　濱田　節子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
埼玉県春日部市藤塚484番地１
債務者　伊藤　敬悦
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地９街区４棟505号
債務者　齋藤美代子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係